

成田市入札等監視委員会議事概要（平成30年度第1回定例会議）

【日 時】 平成30年7月6日（金） 午前10時～12時

【場 所】 成田市役所6階中会議室

【出席委員】 菊地委員長、枝広委員、大越委員

1. 開 会

2. 議 事

(1) 入札及び契約手続の運用状況等について

平成29年10月1日から平成30年3月31日までの入札及び契約手続の運用状況等について、事務局から報告を行った。

委 員

特命随契ですけれども、業務委託51件、物品購入34件というふうに、昨年下半期と比べても増加している傾向であるようですが、業務委託というのは工事監理ですか。これはどういう内訳ですか。

事務局

工事監理は測量等6件の中に含まれております。

業務委託は、システム関係や、この下半期に降雪があったことから、その災害対応の除雪等でございます。

物品購入の方では、図書購入が主なものでございます。

(2) 選定事例の審議について

平成29年10月1日から平成30年3月31日までの間に締結した契約の中から、3名の委員が事前に抽出した10件の選定事例について、次のとおり審議を行った。

事例1 橋梁補修工事（郷部大橋）

〔一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委 員

全体の表の中から見たときに、橋梁補修の中では金額が大きかったということで、何があったのか、まず疑問が湧いたわけですが、ご説明にあったように、火災を受けたということで、その構造部分の補修も入っているということで概ね理解できました。

平成24年に火災を受けたということですが、5年間経過しているということで、どのような火災であったのか、火災の状況と、構造物の損傷を簡単に説明いただきたいと思います。

事業担当課

火災の状況ですが、橋自体は地上から14メートル程度高いところにあるわけですが、その下の樹脂製コルゲートパイプが不審火によって発火した事案になりまして、その熱が上層に上がって、床板及び橋桁に熱が加わったということで、マックス600度位まで上がったのではないかとこの解析になっております。

5年間程かかった理由といたしましては、火災後、現地調査及び解析をした中では、熱による変形はしてはしましたが、クラック等は発生していなかったため、定期的に点検を行い、これ以上の進行がなければ、通行できるという判断のもとに、供用を続けてまいりました。その間、年1度程度の詳細な確認調査を実施するとともに、現地の調査及び基本設計、実施設計と、年数を重ね整いまして、国の研究機関にも相談をさせていただいて、補修方法を検討してまいりました。当初は、熱で変形した桁を切り取って、新たな構造体に入れ替えるということを想定していましたが、日交通量が3万7000台という市の主要幹線道路の一部でありますから、交通の規制をなるべく少なくする方法はないかと、各橋梁メーカーにも参考事例がないか相談させていただき、今回は桁に補強部材を付ける形での補修方法を選択して発注したものであります。

委員

応急処置等は当然やられたと思いますが、鉄骨に少し変形等があったようにお伺いしましたが、今回、CFシートの張替工事が入っているものですから、5年間ほっておいて大丈夫だったのか心配だったのですが、特に問題になったことはありませんか。

事業担当課

橋桁の部分につきましては、変形等は見られましたが、クラック等が入っていないのと、現地調査の結果、緊急に通行止めをして補修をしなければならないという状況ではありませんでした。いつクラックが発生するかが分からない状況でもありましたので、設計等を終わらせて途中で発注した流れになっております。また、床板につきましては、現地調査の結果、床板本体には特に影響はなく、その下に10年位前に25トン対応の橋梁の補強工事をしておりまして、その時に貼った下部補強体の炭素繊維が火災によって焼け落ちたので、その張り替えを実施するという事になっております。

委員

5年というのが本当に適切であったのか、事故が無ければ良いのですが、早めの応急処置とか、5年もかけずになぜ対応できなかったのか疑問だったのでお伺いしました。

話は変わりますが、経営事項の審査や完了実績等の条件があるわけですが、この場合、本来より多くの業者が応札すべきものと思いますが、2者しか応札がないというのは、何か理由が考えられますか。

事業担当課

今、2020東京オリンピックや橋梁の長寿命化補修工事を日本全国で行っておりまして、配置技術者の確保が難しい状況を聞いておりました。その関係で、実際に応札した業者が少なかったと推測しております。

委員

業者として忙しいのは分かるのですが、橋梁の補修工事や他の多くの補修工事と比較すると、2者では少ない方ではないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。単に忙しいということで応札しないというのは何か理由があると思いますが。

事業担当課

あと一点は、今回の橋梁の補修工事は、火災の影響ということで、一般の長寿命化の工事とは違う特別な事案ということで、応札が少なかったとしか想像がつかないのですが。

委員

橋梁補修は、業者がたくさんあるものですから、実際にここで条件的な制約が厳しかったのかなと思いましたが、そうでもないのですね。

事業担当課

はい。

委員

工事監理について、市の職員が行っていたのですか。実際に工事の監理をしながら設計変更、追加工事があったのかも確認できたらと思います。

事業担当課

監理につきましては、私どもの課の職員がやっております。桁の補強部分等、専門的な部分については、実施設計を行った業者にお聞きしながら、当課で行っております。

変更についてですが、50年代前半に供用された橋だったことから、塗膜検査を実施した結果、塗装の錆止め成分の塗料に鉛成分が入っておりましたので、その鉛対応の環境対策や、作業員の保全等の部分が当初の設計では見ておりませんでしたので、その部分について変更で増額をさせていただいております。

委員

概ねわかりました。

図を添付していただいたのですが、CFシートの張り替えの範囲というのが、橋桁の補強をした周辺部分ということでよろしいですか。それだけが実際に火災を受けて、かなり狭められた範囲、全体の3分の1位の部分だけを張り替えたという理解でよろしいでしょうか。

事業担当課

CFシートにつきましては、今回火災の影響により損傷を受けた部分のみの張り替えとしております。ですから、橋桁の補強周辺部分の修繕という形になっております。

委員

今後、長寿化のための補修をされる予定だということですが、簡単にどのような予定を立てられていますか。

事業担当課

長寿命化計画につきましては、平成25年度に公表しておりまして、平成32年度までの計画の中で、全体で市内232橋ありまして、そのうち、現計画の中で149橋について補修をしていくという形で、今、実際に工事を随時発注中であります。

委員

この橋については、どうですか。

事業担当課

この橋については、修繕化計画の中では、火災前に調査をしておりますので、補修の対象ではありませんでしたが、ただ、橋梁については5年に一度目視による点検を行うということが、今、義務付けられておりまして、そちらについては、28、29、今年度ということで、再度の点検を行うこととなっております。本橋梁については、今回の火災の場所、また、その反対側については今年度点検を行う予定にしております。

〔以上で事例1の審議を終了〕

事例2 水道事業配水管耐震化工事（台方）

〔一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委員

資格要件を満たす業者数は、どれくらいですか。

事務局

本契約案件につきましては、管工事に登録がある市内業者のAクラス、Bクラス及びCクラスを対象としておりまして、31者からの入札が可能でございました。

委員

31者ということですが、実際に入札参加者が1者ということで、これは今回のケースだ

けではなく、他の一般の管工事でも思うのですが、非常に落札率が予定価格に近いと、これが管工事一般のイメージとして思っています。管工事の入札者数は非常に気になっておりまして、事業担当課の方で、入札者が少ないことと予定価格に近いこと、この原因をどのように思われていますか。

事業担当課

入札参加者が1者と少なかったのはどのような事情が影響しているかということから答えさせていただきますと、管工事業者が入札可能な工事といたしまして、水道工事の他に建設設備の工事も対象となっておりますことから、工事の発注時期等も影響しているものと推測してございます。また、本工事では、石綿セメント管の撤去等が含まれていたため、石綿障害予防規則等の関係法令に基づいた作業を行う必要があったことも入札参加者が少なかった要因の一つではないかと推測してございます。

また、過去の管工事の落札率が予定価格に近かったことについては、今回の工事に関してですが、過去の経緯も確認した中で、入札に参加している業者数につきましても、過去最高で5者程度、また入札が無いという状態も数件ございまして、ここ数年入札に参加する業者自体少ないという傾向がございました。この案件につきましても、入札者が1者ということでありまして、業者におきましては適正な積算の上、入札に参加したものと考えておりますけれども、落札予定価格と同等な価格となり競争者がいなかったことから、この価格での落札となったというふうに考えております。

委員

予定価格の公表の関係は、どのような形ですか。

事務局

事前公表をしております。

委員

予定価格自体が厳しいという可能性もあるということでしょうか。

事業担当課

工事の積算にあたりましては、全国簡易水道協議会が発行しています「水道事業実務必携」と「千葉県積算基準」を使用してございまして、また、材料費につきましても、物価資料による算定を基本としております。これによりがたい場合は、原則として3者以上から徴収して、見積もりの平均価格を材料単価として採用しておりますので、適切な積算を行っているものと考えております。

委員

この種の工事の計画というのは、今後の地震を考慮して、かなり計画があると思いますが、この部分をやらなければいけない理由と、今後やる予定の工事はどの位あるのかを掴んでい

ますか。

事業担当課

平成21年度に「成田市水道事業管路耐震化基本計画」を策定しまして、それに基づき4か年の「管路耐震化工事実施計画」を定めまして、計画的に耐震化工事を進めているところでございます。また、基幹管路におきましては、平成28年度末でございますけれども、81.3%、その他の管路全体で56.2%が成田市として耐震管になってございます。

委員

81%と56%ということですが、今後相当数この種の工事が予定されているというふう

に理解してよろしいですか。

事業担当課

はい。

委員

今後やっていくとなると、公正適正な入札が行われるという意味では、実績データもしっかり睨みながら、せめて3者とか5者応札していただける方が、より好ましいと考えるので、是非その調査も含めて努力していただければと思います。

〔以上で事例2の審議を終了〕

事例3 成田市公設地方卸売市場再整備予定地既存物件解体工事

〔一般競争入札（総合評価）〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委員

これは国家戦略特区の一環の工事ということですね。

事業担当課

国家戦略特区の申請の中で、エアポート都市構想ということをして市で掲げており、その中の市場の輸出拠点化ということが発端となっております。ワンストップ拠点機能ということで様々な検討を進めているところですが、実際は特区の規制緩和を利用したということではなく、現行法の中で対応できると解釈をいただき、基本的には現行法の中でワンストップ化を進めているところでございます。

委員

解体工事に関する一般競争入札を総合評価で実施しているわけですが、落札者の落札額が他者に比べて著しく低く、また、調査基準価格に対して2者が応札し、それ以上の金額で1者が応札している状況で、その差額が約2600万円あるということがひとつ。それから、入札参加資格を満たしていない、或いは技術審査資料の提出がないまま応札され、無効、失

格が2者ありますが、このあたりの理由についてどのように分析されているかお伺いします。

事業担当課

まず、落札者の金額が低い理由については、落札者の事務所が近接しており事務等をそこで兼ねられることから、一般管理費が抑えられるということで落札額が下がったと認識しております。

委員

近接に事務所があり一般管理費が抑えられるということですが、それにしても大きい金額ではないでしょうか。それから、調査基準価格は本来落札後に公表されるということですが、その調査基準価格がオープンにされているような応札を2者がしているが、これは予めわかっているのでしょうか。

事務局

調査基準価格は事後公表でございますが、算出方法を公表しておりますので、各者が入札時の積算において調査基準価格を算定し、低入札価格調査の発生しない下限で応札したものと考えております。調査基準価格の算出については、上限を予定価格の90%としており、本案件は90%であったことから、同金額で応札があったのではと推察しております。

委員

実際に計算すると、90%ということがわかっている応札であるとわかりました。しかし、落札者については、1者だけ予定価格の約70%というかなり低い金額で応札しているが、これほど安くなるのが適正だったのかお聞きしたい。

事務局

調査基準価格未満で入札できた理由について、落札者から提出いただいた低入札価格理由書によると、本案件の工事現場に近接し自社の関連施設があり、そこを会議や事務所、駐車場や仮設資材の一時置場として利用できることと、長年の協力関係にある下請け企業が、解体に伴う重機や回送車を保有しており、リース料のコスト削減を図ることができることなどを挙げておりました。また、低価格の入札により適正な施工が担保できるかということについて、調査基準価格未満の落札の場合は低入札価格調査を実施し、施工の可否を判断し契約を行い、その後も工事監理や工事検査を充分に実施してまいりますので、適正な施工が可能と考えております。

委員

監理をしながら適正に工事を行っていただければ良いかと思いますが、もう一つ心配なのは、先ほども聞きましたが、入札をしたときに何者か辞退した談合があったと今朝の新聞にもありましたが、本案件は失格と無効があり、また、事前に調査基準価格がわかっている中で、不正はなかったか、或いは辞退の理由は何か分析しているのでしょうか。

事務局

まず、1者が失格となっておりますが、これは入札参加資格を満たしていませんでした。本案件の参加資格である経営事項審査の総合評点が740点以上1,000点未満の範囲ではなく、これより低い点数でした。また、もう1者は無効となっておりますが、こちらは提出された技術資料に欠けていたものがありましたので無効という判断をいたしました。

委員

わかりました。調査基準価格と落札金額に開きがあるのが心配ですが、これが適正に行われているということであれば、あとは監理が重要であると思います。もう一点お伺いしますが、質疑応答書で、吹付アスベスト除去について質疑がありますが、市の回答では吹付アスベストとは関係のない回答がなされ、質問と回答に齟齬がある気がするのですがいかがでしょうか。

事業担当課

まず、仕上げ表A-007ジュラク壁については、石膏ボードの上にジュラクを吹付しておりますので、これを労働基準監督署に相談した結果、吹付アスベストと見なされるとのことで、記載しております。併せて天井ヒル石塗装、外壁吹付タイル、内部壁面吹付タイルについても、吹付塗料を成形板の上に吹付けておりますので、吹付アスベストという考え方になっております。

委員

アスベストは土にも石にもわずかに含まれており、基準値以内なら良いですが、基準値を超えると当然有害ですが、回答内容としては果たしてどうでしょうか。(図面の)技術職員の宿舎にはスレート板が使用されていますが、土壁とかヒル石は、本来アスベストとは違う扱いではないですか。吹付という行為はありますが、アスベスト扱いとは違うと思いますが、いかがでしょうか。

事業担当課

今回設計の際に、成形板やスレート板等も調査いたしまして、その中で仕上げ材として吹付けている物に関しては、吹付アスベストという解釈になっております。含有されているだろうと思われる材料については調査を行いまして、その中で回答書に記載あるものについては含有していると結果が出ました。これらについて、労働基準監督署や千葉県環境保全課とも相談し、必要な申請等を行っております。

委員

設計変更についての質疑の回答で、協議とするとありますが、こちらは実際に設計変更したことはありますか。

事業担当課

金額について変更しております。

委 員

どのように変更しておりますか。

事業担当課

解体工事でしたので、例えば地中埋設管を撤去する際に、既存の図面に載っていない埋設管が発見されました。あとは古い施設でしたので、図面に残っていない建物等がございまして、大体の数量を既存の建物から試算している部分もあり、産廃の量が増加してしまったということで、それについて増額しております。

委 員

どのぐらい増額していますか。

事業担当課

2, 700万円程度の増額をしております。

委 員

それは最初の段階ではわかっていなかったのですか。

事業担当課

埋設管に関しては、既存図面から追っていくかたちになりますので、図面に残っていなかったものについては、いざ掘って見たらわかったものです。それから、汚泥の関係もありまして、調整池があるのですが、自然堆積物が多いということで、いざ調査を始めたところ、周辺の産廃事業者では処理ができないということとなり、産廃事業者が限られたことで、その点に関しても増額の要因となってしまいました。

委 員

その金額の査定についてはどのように行いましたか。

事業担当課

見積を取り、事業者と確認のうえ調整させていただきました。

委 員

見積は落札業者から取ったのですか。

事業担当課

産廃事業者からの見積や、配管の撤去については既存の単価がございしますので、それを使用して算出しおります。

委 員

はい、ありがとうございました。

[以上で事例3の審議を終了]

事例4 成田市公設地方卸売市場再整備予定地既存物件解体工事監理業務委託

〔随意契約（特命随契）〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委員

設計と監理を分けるのは、設計時に監理業務の積算を行うことが難しい等、事情はいろいろお伺いしております。実際に監理については、設計内容をよく知っているため、設計業者と特命随契というのがよくあるパターンですが、この案件は、物を造るというのとは違って、解体するということなので、設計と監理とを分離する必要はあるのかという素朴な疑問があります。実際に参考資料を拝見すると、設計の段階では低い金額で入札している流れのようですが、この件について、そもそも設計と分離する必要性がどの程度あったのか説明してください。

事業担当課

監理委託に関しては、工事費が決まってからでないでと監理費が弾けない事情がございまして、設計と一緒に監理を入札にかけるとなりますと、工事費があくまで概算という形になってしまいますので、監理費に関しては、設計後に工事費が確定後という形で考えております。

委員

今回は解体工事ですよ。解体工事なので、予定価格の算出は、建設工事と比べると工事費の算定は比較的楽で、一緒に監理を含めてやるのが、そんなに支障があるのかなと思いますけれども、いかがですか。

事業担当課

本業務に関しましては、敷地もかなり広大で物が点在しておりますので、試算の段階ですと、例えば業者から見積もりを取って試算するところもございしますが、あくまで概算での試算になりますので、正確な金額とはなりません。やはり、工事費が確定した後、どのような業務が必要になるかを含めて試算をしなければ、なかなか難しいと考えております。

委員

本来、何も無いところに設計する場合、設計事務所等に依頼をして、実際どの位かかるかわからない。しかし、今回の場合のような解体工事の場合は、既存の土地や建物が、それから廃棄物の量によっては違いますが、事例3の中でも、だいたいの予定価格というのがあると思います。そうすると、概算が出てこないというのは矛盾しているのではないかと思います。およその概算は出るはずですし、解体工事に関しては監理業務というのは、特命随契でなくてもやれるはずだというのが、私の経験上あるのですが、その矛盾点や理解できていないところを説明してください。

事務局

入札によりまして、工事監理を発注する方法もございしますが、その場合、設計意図の伝達業務が必要となったり、そのために費用や時間が発生するといったことなどの制約がございます。発注方法ごとに、メリット、デメリットがある中で、どのような発注方法が最適であるかについて、現在、工事担当課を交えまして、様々な観点から検討を行っております。そうした中で、今年度におきまして、数件、試行的な意味合いを含めまして、監理業務に一般競争入札を実施してみようということを考えております。工事監理の発注方法につきましては、引き続き庁内で検討を行ってまいります。

委員

これまで何度か議論になってきたわけですが、ご検討いただくのは結構だと思いますし、是非やっていただきたいなということで、新規に設計を行う案件ですと、その辺は微妙な関係にあるかと思えます。しかし、今回の解体工事のような場合には、あまり狭められたような考え方は必要なく、もう少し多くの広い入札が望ましいのではないかと思います。特に解体工事は、新築工事とは違う特殊性がありますので、その辺は十分考慮されて、改正された方がよろしいかと思えます。

委員

解体工事については、監理を特命随契にする必要があるかについて慎重に考えていただければと思います。

〔以上で事例4の審議を終了〕

事例5 中台運動公園水泳プール・管理棟建替え工事に伴う地質調査業務委託

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委員

入札者が18者あったということですが、全て同額、最低価格で応札されている理由について、何かご検討されていますか。

事務局

同額で入札されている理由でございますが、本案件につきましては、最低制限価格を事前公表という形で入札をしておきまして、全者が最低制限価格で入札をしたということでございます。

委員

関連資料の方で、それぞれの地質調査について、入札参加者数が比較的多いと思えますが、全て概ね6割から65%のところで落札されているということで、予定価格に比べてだいぶ少ないなという印象があります。そこについて、何かご検討されていることはありますか。

事務局

入札の参加者数が多く、競争性が発揮された結果と考えておりますけれども、この地質調査業務につきましては、設計業務や測量業務等とまとめて発注されるケースが多々ありまして、地質調査業務のみで発注されないことがございます。そのため、元請として受注できる、こうした単発の案件に関しては受注意欲が高くなり、結果として、最低制限価格で入札がありまして、落札率が低くなっているものと推測しております。平成29年度下半期に実施いたしました他の地質調査業務におきましても、本件同様の落札率となっております。

委員

他の案件も、ほとんどの業者が最低価格で落札されている形ですか。

事務局

概ね、そのようなことになっております。

また、発注を行う際に入札の参加資格としまして、官公庁が発注した地質調査業務について元請として受注し完了した実績などを条件とすることで業務の品質を確保しております。実際の業務につきましても、問題があったとの報告は受けておりません。

委員

近年、地質調査となると、なかなか目に見えない調査であるので、以前、マンションであったようなことが心配になったので、落札率がこんなに低くて大丈夫なのかということで、質問させていただきました。

〔以上で事例5の審議を終了〕

事例6 機械警備委託（大栄地区小学校）（平成29年度から平成32年度）

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委員

今回資格要件がありますが、これを満たす業者は限られた業者であって、入札者が1者であることが非常に多く、1者の落札率が100%に限りなく近いです。逆に、2者、3者の入札者があるところは、60%前後に下がってしまうところで、これを見た限りでも、競争が働いてない部分がかかなりあるかと思えます。元々、機械警備とは機械を設置して、業者が管理するというので、そういう意味では、機械の値段や人件費の問題で、業者によっては、かなり経営努力が働く部分かなと思っています。この点に関して、入札に関する努力、工夫を含めてお考えになっているところはありますか。

事業担当課

予定価格の設定につきましては、基本的には最小のコストで業務の目的を果たすという予

算上の制約もございまして、既存業者の契約実績額をベースに積算をしているケースがございます。このようなことから、入札の結果がこういったことになったと考えます。

委員

ある都内の業者が入ると、落札率が下がりますね。そういう意味では、不正行為が行われていると、これだけでは断定はできないわけですが、競争が働いていないので、これを改善する努力、工夫を継続してお考えになっていただく必要があると思います。特に箇所が多いので、これが繰り返し行われることにも繋がってくるので、そこを十分ご配慮いただく必要があると思います。

ちなみに、資格要件に該当する業者数は、把握されているところで何者ありますか。

事務局

入札参加要件である委託部門の「警備・受付・施設運営」に登録のある業者ということからは、316者の入札が可能でございますけれども、更に、業務実施に必要な警備業法の関係がございますので、その点を加味しますと入札参加可能者は減少すると推測されます。

委員

前回は、警備業法4条の資格を持つ人が分からなかったとの回答だったと思います。正にそこが限定理由になっているのではないかと推測されます。そこについて、改めて今後の入札に向けては、工夫をされるようお願いしたいと思います。

事務局

先程、事業担当課の方からご説明させていただきましたけれども、最小のコストで業務目的を果たすという予算上の制約から、予定価格の算定にあたって、多くのケースで既存業者の契約実績をベースに積算をしているということで、現在まで何度か競争を実施してきているわけでございます。そうした競争のフィルターを通過してきた結果で、現在の状況もございまして、競争になっている案件もございまして、一般競争を実施しているということで、見えざる競争が働いている部分はあると考えております。

また、関連資料をご覧くださいますと、複数者による競争が行われている事例というのもありまして、案件ごとに事業者の戦略や受注意欲によって競争が起きうるのかと考えております。それと、警備という分野につきましても、今後、警備の機器や通信方法といった部分で様々なイノベーションが起こりつつあることがございますので、そうしたことも含めまして、契約や入札が固定化されないよう注視してまいりたいと思います。

委員

委託期間が5年のところもあれば、3年のところがありますが、これは何か理由があって期間を別々にされているのでしょうか。

事務局

長期継続契約という手法でございまして、条例で定めているものでございますが、警備業務につきましても、5年を上限に契約を行っております。

委員

5年のものが一番多いかと思いますが、1年限りのものや3年のものがあるのは、どのような理由で決まっていますか。

事務局

基本5年で行っておりますが、3年の案件につきましては、大栄地区の小学校が統合を予定しております、それを見越しての期間となっております。

委員

1年の旧久住第二小学校に関しては、統合によるものですか。

事務局

久住の案件につきましては、既に廃校になっているものでございまして、学校の跡地利用の関係で、1年の期間に設定しております。

〔以上で事例6の審議を終了〕

事例7 大栄支所庁舎周辺植栽管理委託（平成30年度）

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委員

今回は、ほとんど落札率が70%ちょうどで、これは最低制限価格を6割から7割に上げてのことでよろしいですか。

事務局

最低制限価格を予定価格の70%としまして、事前公表していたものでございます。

委員

関連資料でも、類似事例を出していただいておりますが、ほぼ全てが2桁の入札参加者数で、全部同じ金額で全ての業者が出されているということです。ここは何か、事前の調整が働いていたのではないかと見受けられますが、いかがでしょうか。

事務局

全件が抽選となっていることでございますけども、これは各事業者の高い受注意欲により、入札されてくる事業者が多く、最低制限価格の70%で入札しておりますので、その場合、電子入札システムを利用しました、くじ引きにより落札者を決定しているという状況でございます。そのくじ引きの公平性には十分配慮しておりますので、不正ということは無いと考えております。

委員

最低制限価格60%を70%に上げた理由は改善というお話がございましたが、今回70%に上げたことで、実際には、良い見方をすれば、業者にとっては利益が上がったと、あるいは、悪い見方をすれば、この分野に関して市の負担するお金が10%増えたという見方もできますが、はたしてこれが改善と呼べるのかどうか。また、以前から、予定価格自体に疑問があるのご提議させていただきましたが、過去の実績データをもう少し重視しながら決められるべきだと思いますが、この70%にした理由がわかるように説明していただけますか。

事務局

最低制限価格を設けておりますのは、業務の品質と労働環境を確保する観点からでございます。今回のその他業務委託の分野につきまして、なぜ最低制限価格を改定したかということでございますが、そのひとつに、昨今、労務単価の上昇が言われており、市内の業界団体等からも、業務の質と労働環境を確保する観点から、最低制限価格の引き上げの要望を継続していただいていた経緯がございました。併せて、千葉県や周辺市町村の状況も勘案した結果、業務の迅速かつ適正履行の確保に向けて、契約価格の適正化や実効あるダンピング対策の充実を図るため、本市におきましても、今年から、その他業務委託につきまして70%で最低制限価格の算出を行うこととしたところでございます。

委員

確かに、最低制限価格というものは、落札したいという場合には、最低で応札してくるのが、この種の案件の今までの流れだと思いますが、はたして60%が良いのか、70%が良いのか、あるいは他の数字が良いのかは、大変難しい問題と思いますが、結果的には財政を若干圧迫することも事実でしょうし、それから、これは意見ですが、この場合に最低制限価格を公表するのが良いのか疑問を投げかけざるを得ないという気がいたします。

また、抽選というのがありますが、公平と言えるのか、片寄りが無いのか疑問がありますが、どのように考えていらっしゃいますか。

事務局

まず、電子入札システムによるくじ引きでございますが、システムが何重にもなっております。かつ、入札者の方でも数字を設定できるものを使って、くじを行っておりますので、公平性は高いものでございます。もう一つ、年度当初に、草刈や樹木管理をたくさん発注しますが、その際には、同一の業務につきまして1者あたり3件等の落札制限を設けている案件もございまして、著しいバラつきは現在のところ無いようになっております。

〔以上で事例7の審議を終了〕

事例8 航空機騒音表示装置購入

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委員

住民の要望により成毛地先を設置場所として選んだということでしょうか。

事業担当課

はい。今、成田空港の更なる機能強化が行われておりまして、その中の住民説明会の一環の中で、成毛の方にも住民の方が常日頃から見られるような表示機が欲しいといった要望を受けまして、今まで5箇所の地区に表示板が設置されておりますので、今回、機能強化等の進行と住民の皆様の要望を考慮しまして設置する事態となりました。

委員

今まで成毛地区は、デシベルで言うとかかなり騒音としては厳しいところだったのですか、それとも、周辺地区とあまり変わらない状況だったのでしょうか。

事業担当課

成毛地区は、平成28年度の測定結果で言いますと、Ldenで57.2デシベルでございます。成毛地区が位置するのは、A滑走路とB滑走路に挟まれたいわゆる谷間地区にございまして、直下に比べれば少し騒音が小さいですが、周りからすれば、AとBの両滑走路から音が聞こえる所に位置しております。

委員

測定装置については、いくつかメーカーがありますが、2者が成田市に納入設置されているということですが、今回1者しか応札していないので、競争原理が働いているのかということと、また、予定価格と落札価格が近似した値になっていて、当初から今回落札した業者をお願いしたいということで、その製品をターゲットに今回入札されているのではないかと懸念があるので伺います。類似品もたくさんあると思いますが、それらを調査された上で、結果的に1者だけの入札になったのか、本来応札すべき企業があったのかどうか、どのようにお考えになっているのか、教えていただければと思います。

事業担当課

現在まで5箇所に設置しておりますが、そちらは全て随意契約で行ってまいりました。その当時の理由といたしましては、測定局の方からデータをいただいて表示するという事なので、測定局自体の近傍に置くこととなりますので、測定局に差障りの無いことを考慮しまして随意契約をしておりましたが、昨今の入札改革等を受けまして、入札できるものにつきましては、入札もついでにこうと考えまして、今回は入札でやらせていただきました。

ただ、この騒音測定システム自体、大規模空港や自衛隊等に対してのみであり、取り扱っ

ているメーカーがそれ程無いという実態がございまして、その中でも、今回、成田市に納入設置している2者がありますので、入札ができると考えやらせていただきました。

委員

確かに簡易型の携帯型は多数ありますが、このような設置型は数少ないと思っております。実際、そのようなことで、詳細な類似品を検討されていけば良いのですが、おそらく今まで随意契約を行っていたという意味では、今後とも随意契約に近い入札になっていくと予測されるので、競争原理が基本的には働くような方向で考えていただきたいと思います。

それから、今後、このようなものはメンテナンスという意味では、管理費がかかるのでしょうか。

事業担当課

表示機自体、購入後1年間は保証の期間がありますが、保証期間が過ぎましたら測定装置も含めてメンテナンス費用がかかっております。

委員

それは別途予算化されて、全ての機器を管理されていると解釈してよろしいでしょうか。

事業担当課

メンテナンスにつきましても、委託ということで、そちらの方の契約を行いまして、毎年行っております。

〔以上で事例8の審議を終了〕

事例9 小学校理科備品（その①）購入

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委員

物品の購入の関係でも、比較的いつも落札率が予定価格に近い状況が散見されます。資格条件は県内業者まで含めての入札ですが、成田市に所在する業者が入札をして予定価格に近い状況です。

まず、予定価格の算出の方法と、入札価格が予定価格に近い理由は、どのようにお考えですか。

事業担当課

予定価格につきましては、過去の契約金額の実績を基に算出しております。

委員

予定価格に近い落札率というのは、どのように思われていますか。企業努力しても下がりようがないということでしょうか。

事務局

教育現場で使用いたします理科備品でございますが、専門的で、あまり広く一般的に流通しているものではないことから、落札率が高めになってしまったと推測しております。

ただし、理科備品につきましても、平成28年度までは、指名競争で実施しておりましたが、平成29年度分から制限付一般競争入札に切り替えました。

また、入札の際に、同程度のものでも申請によって可と認めれば納入可能という制度を運用しておりますので、入札に参加しやすい環境はできていると考えます。

委員

整備計画書に基づいて発注されているようですが、この整備計画書は公開されていますか。

業者は、どのような形でいつ頃発注されるか分からない状況ということではよろしいですか。

事業担当課

あくまで学校の要望で組んでいきますので、業者の方に情報はいきません。

[以上で事例9の審議を終了]

事例10 医療産業集積調査委託

[随意契約（特命随契）]

[事務局及び事業担当課説明]

委員

以前から、医療産業集積調査が行われていると思いますが、今回の契約において特命随契をやられていますが、以前のものを活用するとか、もう一度そこに委託することはご検討されていますか。

事業担当課

以前の調査を行ったのは、医療機器産業というところで、ある程度医療の機器に限定した調査を行ってまいりましたが、今回は医療関連産業というところで、機器だけではなく、創薬、医療機器、動物実験、また、そういったラボを運営するデベロッパーであるとか、こういったところまで調査範囲を広げましたので、直近で経済波及調査を行っていた業者に今回は委託をしたという状況でございます。

委員

抽象的なのでイメージが掴めないのですが、医療産業の集積のための調査ということですよ。業務内容を見ると、基礎調査ということですが、成果物は上がってきていますか。この成果物は、具体的に公開しますか。また、どのように利用するか教えてください。

事業担当課

今回の調査につきましては、デベロッパーや、創薬メーカー、あるいは医療機器メーカー、

または行政等が視察対象になっております。これら13者に実際に現地へ参りましてヒヤリングを行いました。ヒヤリングの内容につきましては、行政であれば、企業進出を迎えるにあたっての補助金の状況を、進出した企業に対しては、進出に至った経緯や、その地域を選んだ理由、周辺の病院の連携の状況、またその進出した後の評価、こういったことを伺ってヒヤリングを行いました。これについては、成果品報告書をまとめてございます。この概要について、特に非公開にするものではありませんが、今、ホームページ等で公表はしていません。実は、本年度も後継の調査を予定しておりますので、現在の予定としては、更に企業数を広げて企業へのアンケート調査を考えております。

委員

市が明確に目的を決めて、そのための前提調査をしているものとは少し違いますよね。その可能性を探るための調査ですので、伺っている分には非常に理想的ですが、具体的なイメージがどうなのか少し伝わりにくいのと、また、随意契約を使ってやっているのも、現実的にどう生かすのかが疑問に思っております。

行政の作業を行う上で、そのコンサル的なことを調査する必要性は分かります。今後それが具体的な成果に繋がるように寄与していただけたらと思います。

〔以上で事例10の審議を終了〕

事例10までの審議を終え、全体を通じて何か意見・質問はありますか。

委員

従来行っていた指名競争入札も無くして、益々競争を促すよう努力していることが伝わりました。ただ、若干特命随契については、特に設計と監理の問題は常にチェックを続けてまいりたいと思いますが、必要があって特命随契する場合にはよろしいかと思いますが、安易な形にならないよう慎重にご配慮いただきたいです。機械警備の関係等、競争の点でももう少し工夫についてご検討いただけないかなと思う部分がありましたので、益々ご努力いただければと思います。

今回、事務局の方で全体の課に亘って資料を加工していただいたので、全体の流れがよくわかりました。今後もこのような形で添付していただければ助かります。

〔以上で議題2の審議を終了〕

(3) その他

傍聴者

0名

次回定例会の日時の決定

次回の定例会議開催日時を次のとおり確認し決定した。

開催日 平成31年1月25日（金）

開催場所 成田市役所6階 中会議室

以上